

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第7、承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて及び日程第8、承認第2号平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので会議規則第37条の規定により、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて及び、承認第2号平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第3号の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

北海道胆振東部地震発生に伴い、災害対応に係る経費について9月6日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、承認第1号及び第2号についてご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

議長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書3頁をお開き願いたいと思います。一般会計の方は、私の方からご説明したいと思います。

内容につきましては、ただ今の町長、提案理由にもございましたが、胆振東部地震、それと大規模停電の対応に係る経費の補正を専決処分したものでございます。

まず、職員人件費、災害及び停電対策でございますが、従事した職員の時間外手当などでございまして、補正額は95万円となっております。次に、ひのき荘停電対策でござ

いますが、停電のために浄化槽が動かなくなったことから、汚泥引き抜き等で対応した他、電池などの消耗品、あるいは照明用発電機の燃料購入などでございまして、補正額は20万円となっております。

次に、公共下水道特別公共下水道事業特別会計繰り出し下水道施設停電対策でございまして。こちらですが、停電により停止しましたマンホールポンプの対応の他、処理施設等の自家用発電機の燃料購入、といった経費に係る下水道会計の繰り出しでございまして、補正額は208万円となっております。

次に、町営住宅停電対策でございまして、新豊川団地の合併浄化槽発電機を接続して、稼働させましたが、その作業を業者をお願いした他、陣屋団地の給水ポンプが止まりましたので、給水タンクを使って職員で給水を行ったところでございますけれども、浄水場でタンクへ水を入れる作業、そちらの方を委託したという部分の経費などでございまして、補正額は18万円となっております。

次に、災害対策本部避難所運営でございまして、対策本部及び避難所運営に係る経費でございまして、内容と致しましては、主に毛布のクリーニング、真空パックのし直し、それと送料の他、電池や給水ポリ袋などの消耗品、役場庁舎自家用発電機の燃料などの経費でございまして、補正額は75万円となっております。補正額合計では、416万円、全額一般財源を充当したものでございます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。次に「建設水道課長」。

「建設水道課長」

それでは、私の方から承認第2号、平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算(1号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書につきましては、17頁の予算構成表をお開き下さい。

ただ今、一般会計の説明にもございました通り、公共下水道施設におきましても、大規模停電に伴います対応もございまして、その経費の補正を専決したものでございます。マンホールポンプ場等の停電対策でございまして、町内に4か所ございます、マンホールポンプ場が停電により停止致しまして、汚水の圧送ができなくなりましたことから、4か所のマンホールポンプ場の汚泥引き抜きの対応を行った他、五勝手中継ポンプ場の自家用発電機の燃料に係ります経費でございまして、補正額は203万円となるものでございます。

次に、下水道管理センター停電対策でございまして、下水道管理センターにおきましては、停電と同時に自家用発電機に切り替わりまして、通常通りの運転ができたところでございます。この自家用発電機の燃料に係ります経費でございまして、補正額は5万円となるものでございます。補正額合計額では208万円で、全額一般会計からの繰入金になる

ものでございます。

以上が説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

はい、議長。

「小林議員」

災害対策関連について、ちょっとお聞きしたいと思います。

円山第4団地のシルバーハウジングなんですが、オール電化で間違いないですよ。オール電化の場合、停電となりましたらポータブルストーブなど暖をとるものが、使用禁止にされていると思うんですけども、簡易カセットコンロなどもその範疇なのか。また、災害時に備えてですね、保持していることは駄目なのか、これも駄目なのか。使用しなくても保持している時点で駄目なのか。その辺、ちょっとお伺いします。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

シルバーハウジングのポータブルストーブ、ガスコンロ等々のご質問かと思いますが、シルバーハウジングでございますけれども、オール電化なんですけれども、ストーブはFF式灯油ストーブ、そういうストーブとなっているものでございます。いずれに致しましても、停電時は、暖房器具も使えない状態でございます。それで、ポータブルストーブとコンロなんですけれども、シルバーハウジングという性質上、町としては火災、その火災の発生を非常に恐れていると言いますか、気にしているところがございます。入居者の方々には、ポータブルストーブの使用、あるいはガスコンロの使用は、しないように呼びかけているところがございます。保持までとなりますと、一般的に使用するために保持するんでしょうから、使用禁止にするとなると、保持もされていないかなとは思いますが、ただ持っているだけだと言って言うまではちょっと私共も、細かく指示と言いますか、呼びかけはないのは現状でございますので、ご理解下さい。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

それでしたら、停電が長引く場合、4年前位に登別でもあったそうなんですけれども、そういった場合、その高齢者の方々、シルバーハウジングにお住まいの方々、こういった対応をされるんですかね。防災対策としたら。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

今回の停電は、1日程度でございましたが、確かに長引いてくるってことは想定されるところでございます。そういった際には、やはり、避難所っていうところが基本になるのかなと思います。避難所、あるいはお近くの公共施設で、ポータブルストーブですとか、発電機を使ったストーブなどで、考えて行くってことが基本になるかと思いますが、色々、多様な対応を考えていきたいと思っております。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。

ちょっと。質問、質問というか今の小林議員とのやり取りで、その災害対策、これ今回の専決で言いますと、結果的に全てに関わってくると思うんですが、今の個別の問題を財政課長が答えるという部分に、なるんですか。町営住宅、シルバーハウジング、だから、そこちょっと、担当としてはどうなのかなって、私の次の質問も含め、今の私の疑問がまず1つ。担当でいうとちょっと別じゃないのかなと思ったんですが、で、今の1つですね。あと残り、2つ。行政報告で、今の関連の部分がありました。専決でいうと、防災対策が

災害対策費になるかもしれませんが、2つあります。で、1つは、行政報告にありました、ページで言うと2頁目に、高齢者への安否確認、等が町長の方から述べられました。それで、お手元に数字がなければ、概略でもいいんですけども、当然、この種のもの、今北海道でも、北海道でも検証、第三者委員会でしたかあれ、あのやっていますけれども、やっぱりしっかりとした検証が必要だと思うんですが、それで、質問。ここの安否確認、人数、何人に安否確認したのか。それで、それでだけではちょっと、全般的にしすぎますので、例えば、例の決算でも私やりましたけど、避難行動要支援者の名簿に基づいて、これで動いた、あの民生委員さんはたぶん、名簿はこれで動いたと思うんですけども、ここに上がっている、名簿登載者、それから同意者、が分母だとすると、実質的にそれはもしかしたら、民生員さんが回った町の保健師等が回った、色々あるかも知れません。LS、L、L、AS、ライフサポートアドバイザーが回った部分、なども含めれば、色んな方が回っているのかも知れません。いずれにしても、その分母、名簿登載、それから、同意者などを名簿に、分母に置いた場合に分子として何人の方に、結果的に安否確認が出来たのか、というのも2問目。で、3問目最後ですが、今のたまたま、停電が長くなったら避難ということも含めて、という話を財政課長がされましてけれども、避難ということになりますと、先程町長も、から2日間で15人ということがありました。このまず15人は、私も細かい点、ちょっと聞いてないんで、おおよそ聞いてたんですが、自主避難なのかそれとも、地域防災計画にあるその避難誘導などに則って避難したのか。長期化すれば、先程じゃないけれども、シルバーハウジングの人は当然誘導して避難ってことになんのかも知れませんが、この15人は、どういう避難の状況だったのか、教えて下さい。

(議長)

「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」

まず、私の方から当日の職員の安否確認の状況をご説明させていただきます。

まず、初日につきましては、まず一番最初に、シルバーハウジングの方の確認をさせて頂きました。それと停電に伴いまして、緊急通報システムが全部異常って言いますか、電池切れの状態になりましたんで、そちらの方の確認も含めまして、緊急通報システム設置者のお宅の方に職員の方、進んでおりますんで、正確な数字は、はっきりとお答えできないですけども、概ね100名、100件程度のご自宅を訪問させて頂いております。更に、次の日になりますけども、こちらも要支援者名簿の方を軸にしながら、避難所の開設の方のご案内を職員が各戸、回らせて頂いてもらいまして、おおむね270件程度回らして頂いております。

以上でございます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

まず、2日間の15人の避難者でございませけれども、全てがあの自主避難というところで、勧告指示等々による避難ではないというところを報告させて頂きたいと思います。

「小野寺議員」

はい、「議長」。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

分かりました。それで、高齢者支援課長からありましたけれども、結果的に数字、細かい数字は宜しいです。町で頑張ったこの間、整備致しました、避難支援者の名簿の部分で言えば、入院の人は別として、在宅の部分ですよね。その分母から見て、同意している、同意していない人などがありますけれども、分母から見て結果的にどういう結果だったのか、これほぼ100%に近かったのか、その必要性ないっていう一定の判断もあった上での何かあったのか。ちょっと、すいません。今、分子しかちょっとでてこなかったもので、全体的にどうだったのか、1つ教えてもらいたい。それから、避難者、結果的には自主避難でした。で、これって、たまたま2日間でしたけれども、だぶん、もしかしたら、避難を進めなければならないittyゅう人も、長引けばっていうことも、それは当然、情報的には、この名簿から導きだせるのか、回った上でどうなのか分かりませけれども、避難所の状況からして、これもこれからのきっと教訓のなかであると思うんですけれどもね、この間、新聞、テレビ等々で言ってます、今の江差の避難所として、防災備蓄センターから運ぶって言うことが前提かもしれませませんが、よく言われているのが、例えばベットですよ、ダンボールで作るだとか、トイレは集会所等だったら、まずは心配ないのかも知れませけれども、食べ物もあれだけなると、なかなか無くなっちゃうところあるかも知れません。いずれにしても、もし、避難が長くなったとしたら、特に私何日間も寝るとするとね、泊るとすれば、ちょっと大変だなと思ったですが、そこら辺、教訓的なもしくは今後の整備ということでの位置付けで、どういうふうを考えていらっしゃるか、ちょっと教えて下さい。

(議長)

「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」

冒頭の分母のお話しでございますけども、これ我々ちょっと検証させて頂いたところですが、冒頭、職員回った所のみのお話をさせて頂きましたところ、当所、回らせて頂いた職員の場所には、介護保険事、介護の事業所等々にも回らせて頂きまして、そちらのヘルパーさんですとか、後、ケアマネジャーさん等々にもお話しをさせて頂いてもらいまして、そこから情報も頂いてたという連携を取らせて頂いております。そこら辺も含めると、出来る得る限りの現状では、ほぼ、どうにかこなせて行けたのかなと、いうふうに考えてございます。

以上で、ございます。

「小野寺議員」

漏れないんですか。漏れ。

「高齢あんしん課長」

ほぼ、無いものと考えております。

(議長)

はい。他に質疑希望……。

「小野寺議員」

ちょっと、ちょっと、……。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

この停電災害が長引いた場合の避難所の状況というところも含めまして、備蓄の関係でございます。現実のところを言いますと、現在、改たな防災の、ごめんなさい。備蓄の計画につきましては策定しております。そこで、必要とされる備蓄品につきましては、指定しておりますけれども、例えばベットに関しては、簡易ベットという形の中で、数個しか持っていないですし、また、ストーブについてもですね、30個程は備蓄はしております。ただ、今回の様に初日につきましては3か所、2日目につきましては4か所という限定した形の中で、避難所を設定させて頂いておりますので、その中で必要となる場所につきましては、今後、この5年間の中で計画期間の中で、当然のことながら整備をしていきたいという考えではございますけれども、ストーブ等につきましてもですね、順次、と言

いますか今年度につきましては、来年度に向けて今回の何て言うんですかね、教訓を活かしながら予算要求の方につきましてはですね、進んで頂きたいというところで、順次整備をして参りたいというふうに思っておりますので、宜しくお願いします。

(議長)

はい、いいですね。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案の通り承認されました。

(議長)

次に、承認第2号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案の通り承認されました。

(議長)

日程第3、日程第9、議案第1号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (提案説明)

議案第 1 号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」 (補足説明)

議案書 27、28 頁、定例会資料、1 頁の新旧対照表により、ご説明させていただきます。

本条例につきましては、本年第 2 回定例会におきまして、放課後児童支援員の基礎的な資格に関する一部改正を議決頂いているところですが、来年 4 月から、基礎的な資格者の 1 つである大学卒業者の範囲が拡大されるため、一部改正をお願いするものでございます。

学校教育法の改正に伴い、新たな高等教育機関としまして、専門職大学の制度が設けられ、その前期後期の過程がある中で、前期課程の修了者が短期大学卒業者と同等とされることから、条例第 9 条、第 3 項、第 5 号において、放課後支援員の基礎資格を有する者となること明文化するものでございます。

宜しくお願いいたします。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します

(議長)

議案第1号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10、議案第2号、災害弔慰金、弔慰金の支給をに関する条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第2号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案書29、30頁、定例会資料2頁、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。災害弔慰金を支給する遺族の範囲につきましては、条例第4条におきまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の範囲と規定しているところでございます。平成23年以降、法律が定める遺族の範囲には、兄、弟、姉、妹が加わっていることなどから、事務取扱いに誤りが生じないように、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、3点ございます。1つ目には、題名の冒頭に江差町を加えてございます。2つ目には、第4条の災害弔慰金を支給する遺族について、但し書きにより、兄、弟、姉、妹を加え、死亡者との生計状況や配偶者の有無などの条件を名文化してございます。3点目に支給の最後の順位に兄、弟、姉、妹を加えてございます。

以上で、ございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第11、議案第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、平成30年度江差町一般計補正予算(第6号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、生活交通バス路線維持費等補助など、32事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,208万円、8万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億800万3千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは議案書は32頁、33頁になりますので宜しくお願いします。

減額補正関係と、施設燃料関係、その他の補正でまとめてございますので、宜しくお願いします。

最初に、減額補正財源更正構成に係る補正でございますが、まず、社会保障、税番号制度に係る個人番号カード交付事務でございます。通知カード、個人番号カードの交付見込みが当初より、下回る見込みのため、減額するもので、事業費を50万円減額、財源は国庫支出金を同額、減額するものでございます。

次に、後期高齢者医療広域連合負担金、市町村療養給付費負担金でございます。29年度負担金の確定精査による減額分を、30年度負担金において調整することとなったため、30年度分の負担金を1,894万3千円減額するもので、一般財源を同額、減額するも

のでございます。

次に、ひのき荘運営でございます。10月1日から民間法人に移行になったことに伴いまして、給食材料費や賃金を減額するもので、320万円減額し、一般財源を同額、減額するものでございます。

次に、障がい者福祉サービス等給付、障がい者自立支援給付でございます。こちらの方は、計画相談支援員や居住系サービス、こちらの方が利用者の増加などによって、増額となっておりますが、その他の日中活動系サービスなど、他のサービスの利用が減少する見込みで、事業全体としては減額となるものでございます。400万円減額するもので、内訳としては、国庫が200万、道費が100万、一般財源が100万円の減額となるものでございます。

次に、児童手当支給でございます。これまでの支給実績を鑑み、今後の支給見込みが当初より下回る見込みのため、減額するものでございまして、641万5千を減額、内訳は国庫427万7千円、道費を106万9千円、一般財源を同額106万9千円減額するものでございます。

次に、常設保育所運営でございます。臨時の常勤保育士の賃金などを、当初9人で計上しておりましたが、現在7名であり、今後も採用の見込みが無いいため、減額するもので130万円を減額し、同額一般財源を減額するものでございます。

次に、農業系基盤安定対策でございます。農業機械と購入補助でございまして、希望者が少なく今後も執行が見込まれないため、減額するもので、175万円減額し、ふるさと応援基金繰入金を同額減額するものでございます。

次に、産業資金貸付でございます。借入申込額の減によるもので、具体的には檜山造船公社が当初、見込み800万から700万になったもので、100万円を減額し、貸付管理収入を同額、減額するものでございます。

次に、江差港マリーナ浮き桟橋整備でございまして、こちら方は財源更生となります。地域づくり総合交付金の内示があったことから、財源更正するもので、道費を460万円増額し、ふるさと応援基金からの繰入金を同額、減額するものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計繰出しでございます。下水道会計において、資本費平準化債、そちらの記載の方が増額になったことに伴いまして、一般会計からの繰り出しが減額となるもので、10万円を減額し、一般財源を同額、減額するものでございます。

次に、新陣屋団建設でございます。当初、見込みより社会資本整備交付金が減額となり、起債がその分増加したことから、こちらも財源更正でございまして、国庫を130万円下減額し、地方債を同額増額するものでございます。

次に、江差町防災備蓄センター管理でございまして、地域づくり総合交付金の内示があったことから、財源更正するものでございまして、道費を40万円増額し、一般財源を同額、減額するものでございます。

次に、要保護児童等就学援助、特別支援教育就学奨励と次の給食費でございます。対象

見込み児童数の減によりまして、減額するもので、それぞれ50万円を減額し、それぞれ一般財源を同額、減額するものでございます。

次に、中体連等出場補助でございます。中体連大会等が終了したことによりまして、執行残を減額するもので、60万円を減額し、ふるさと応援基金繰入金を同額、減額するものでございます。

続きまして今度は、中学校費の要保護の就学援助、それから給食費でございまして、こちらの方も対象見込み生徒数の減により、減額するもので、それぞれ80万円と20万円を減額し、それぞれ一般財源を同額、減額するものでございます。

次に、交際費、元金と利子でございます。29年の起債の借入額の確定と利率見直しに伴い、総体として減額となったものでございまして、56万6千円を減額し、一般財源を同額、減額するものでございます。

次に、施設燃料高騰に係る補正でございます。補正議案をまとめた時から少し灯油のA重油の方の価格が下落してございますが、補正取りまとめ時の単価と当初予算で組んだ時の単価を比較しますと、灯油で18円、A重油で19円、いずれも20%を超える上昇であったことから、燃料消費料が多い施設の、施設を中心に燃料費の補正を行うものでございます。それぞれ、役場庁舎が58万円、在宅型総合福祉施設が66万3千円、常設保育所が16万5千円、小学校が157万9千円、中学校が80万1千円、施設燃料の補正額合計で378万8千円、全額一般財源を充当するものでございます。

続きまして、生活交通バス路線維持費等補助でございます。函館バスへのバス路線、維持費の補助でございまして、地域間幹線系統の函館江差線など、併せて13路線に対して、補助するものでございます。補正額は1,565万円、全額、一般財源となります。

次に、過年度還付、平成29年度児童手当国庫交付金返還でございます。実績に基づき、交付金が確定し、返還金が生じたことから補正をするものでございまして、補正額は4万円、全額一般財源でございます。

次に、北海道知事、北海道議会議員選挙でございます。来年3月の下旬に告示、4月投開票の予定の知事、道議選に係る経費の補正でございます。こちらの方は年度を跨ぎますため、30年度に係る経費のみの補正となっております。補正額は434万円、道支出金が410万円で、残り24万円が一般財源となっているものでございます。

次に、産前産後保険料免除に係る国民年金システム改修でございます。来年4月1日から第1号非保険者につきまして、産前産後の期間の保険料が免除されますことから、電算システムを改修するもので、補正額は29万2千円、内訳は国庫支出金が9万8千円、残19万4千円が一般財源となっております。

次に、江差産ニシン活用促進対策事業でございます。資料の方は、議案資料3頁となります。こちらの方は昨年も、昨年度も補正をお願いしておりますが、ニシンを年間を通じて活用するため、冷凍保管するその保管に係る保管料及び手数料について、江差観光まちづくり協議会に補助するものでございまして、補正額は50万円、全額一般財源でござい

ます。

次に、ぷらっと江差運営支援でございます。資料は、資料No.2の方の1頁となります。ぷらっと売り上げの、ぷらっとの売り上げ向上の取り組みの一環と致しまして、商品展示棚などを購入するための経費につきまして、江差町観光まちづくり協議会に対して、補助をするものでございまして、補正額は99万円。全額ふるさと応援基金を充当するものでございます。

次に、道の駅管理、電話ボックス解体、撤去でございます。こちらの方は資料の4頁でございます。老朽化が進行しまして、危険性が増してきたため、木製の電話ボックスの解体撤去をするもので、補正額は64万8千円、全額一般財源となります。なお、公衆電話につきましては、売店前に移転済でございます。

次に、北海道江差観光みらい機構運営補助でございます。こちらの方は、ぷらっと江差の店長が来年3月いっぱい、退職しますことから、後任の職員を新規採用で募集することで考えてございますが、その職員の賃金や研修旅費などの経費について、未来機構に補助をするものでございます。補正額は123万円、全額一般財源でございます。

次に、文化会館管理、大ホールスクリーンバトーン交換でございます。資料5頁をごらん頂きたいと思っております。大ホールの舞台に吊り下がってますスクリーンでございますが、スクリーンバトーンと呼ばれる、金属製のポールからチェーンによって吊り下げられておりますけれども、そのバトーンが歪んだことによりまして、一部のチェーンが弛んでおりまして、弛んでない他のチェーンに負担がかかっている状態でございます。そういう状態でございますので、バトーンを交換するものです。

補正額は81万円、全額一般財源となります。補正額合計では、1,208万6千円の減額で、国庫が797万9千円の減額、道費が703万1千円はこちらの方は、増額、地方債は130万円増額、その他特定財源が696万円の減額で、一般財源と致しましては、547万8千円の減額となるものでございます。

引き続き、36頁をお願い致します。第2表、債務負担行為の補正でございます。新年度の事業でございますが、3月中に契約等々をする必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となる4月1日以前に、3月中に入札、契約、それらの手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするもので、今回は、入札などで特に慎重を要する3つの事業につきまして、それぞれ記載されてる限度額につきまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

続きまして、37頁でございます。第3表、地方債補正でございます。先程、財源更正でも説明しました新陣屋団地の起債額の変更でございまして、限度額を8,200、8,120万円から、8,250万円に変更するものでございます。なお、事業名につきましては、予算書作成時にはまだ仮称でございましたけれども、その後、3月末に完成、引き渡しを受け、それから規則の方の改正致しましたことから、仮称を取って記載しているものでございます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望は。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

はい。

すいません。江差産ニシン活用促進対策事業について、2点程、お伺いします。

平成29年度からの大まかで宜しいので、実績をお知らせ下さい。後ですね、現状では、地産地消を目指しているということなのですが、地産地消というには中々、町民の皆様へのピーアールが足りてない、十分じゃないのではないのかな、と感ずるのですが、その辺如何でしょうか。

後ですね、道の駅えさしへのクラウドファンディングの実施についてお伺いします。ホームページで拝見したんですけれども、12月7日から実施しているということなのですが、日本一小さい道の駅えさし、ということで寄付を募っているそうなのですが、私の勉強不足かも知れないんですけれども、青少年、開陽丸青少年センターの方にももしかしたら、道の駅が移転するかもとか、そういった認識でいたんですよね。ごめんなさい、間違っていたら、すいません。実行委員会からのメッセージの中にも、もちろん江差町としても、例えば青少年研修施設開陽丸センターの方へ移転するという案も出ていますということで、明記されているんですけれども、これからもこの道の駅、ずっと長期間、永続的に道の駅として、運営していくのか、出来れば町長、答弁、お願い致します。はい。

(議長)

はい、ごだ。「産業振興課長」。

「産業振興課長」

29年度の実績ということでございますけども、まず、ニシンの確保、確保というか、まず、採れた量につきましては、資料の方に記載させて頂いているような状況でございます。その内、まちづくり観光協会の方ですね、まちづくり推進協議会の方ですね、確保して頂いたのが730キロ、その中で、生のまま販売されたのが、310キロ、その他加工した物がその他と、ということになります。そういう形で、年間通して活用させて頂いております。業者さんにつきましてもですね、ちょっと件数、はっきり申し上げられません

けれども、約10件弱の位のですね、商店、食堂、含めてですね、活用を頂いているという状況です。今、活用しているお店につきましては、江差観光コンベンション協会さんが、中心になって進められてる、ニシンの日協議会という、協議会に加盟されているお店を中心にですね、周知をしながら、なんちゅうんですかね、活用を図って頂いたという状況にあるということです。

地産地消ということで、ピーアール等含めて、まだ、薄いんじゃないとか、というご指摘ございます。去年は1年目ということもございましたんで、今年2年目迎えてございますので、私達が目指すところというのはですね、年間通じて、江差の町内でこのニシンをブランド化ということで、流通させたいということと、ニシンの新たな特産品、関連商品を作って行きたいと、いうこともございますんで、こちらの方をいかにですね、進めて行けるのかというのは、また、これから1年かけながらですね、進めて行きたいと思っております。行政とすれば、ニシンの例えば関連の商品、加工品を行政が作るとか、流通を行政がやるとかということではございません。ただ、1年前から、獲れ始めた、せっかく獲れてきた、江差町民が待ちに望んでいた104年振り群来から始まってですね、2か年目ということでございます。3か年目につきましては、是非ともその辺りのブランド化に繋がるように町としても、支援をしながらですね、取り組みをしたいというふうに思っております。

(議長)

はい。「町長」

「町長」

まず、ニシンの活用についてご説明させていただきますと、今年獲れた分についてはですね、来年1月に行われる、新年交礼会でもですね、町民の皆さんに味わって頂くということは今、検討、計画をしていますので、その意味ではですね、新年交礼会に来て頂いた方に、江差産ニシンの三平汁を出す予定ですけども、味なども知って頂いてですね、美味しいっていうことを広めて頂いて、地元の人が美味しいと言わなければ、観光客や他の人達には進められませんので、そういうことに積極的にピーアールをして行きたいなと思っております。

もう1つの道の駅に関してですけども、日本一、自称日本一小さな道の駅ということで、今、クラウドハンティングを始めたところでございます。道の駅、開陽丸の方に移すんじゃないかというお話でございんですけども、まだ、その確定的なことを、ここで今、判断している訳ではなくて、看板をどうするか、その道の駅の看板をどうするかというのは、そこで判断しなければいけませんけれども、今、尾山にある機能をですね、いずれ、閉じるということは考えておりません。その入り口として、江差町の入り口として今、あそこのある日本一小さい道の駅に来て頂いて、そして、開陽丸の方に周遊して頂けるような、

そういう流れを作って行くことが、街中への誘導に繋がって行って、地域経済の活性化に繋がって行くのではないかなと思っています。そういう意味では、ぷらっと江差、あるいは開陽丸周辺をですね、活性化させていく、その1つの策として、今ある尾山の道の駅をいかに魅力あるものにして行くかということで、今回、クラウドファンディングをやっているところでございます。質問の道の駅の看板をどうするか。看板を何処に掲げるか、今あるところを移すのか、それともそのままにするのか、あるいは2つ掲げるのか、色んな選択肢を考えながらですね、道の駅の看板、看板というかそのネーミングというか、その認定に対しましてはですね、今後、検討していきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

すいません、1つ。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

今、クラウドファンディングで、日本一小さい道の駅という名称で、寄付を募集している訳ですよ。寄付された方には、返礼品として、道の駅への刻銘などを行うということですよ。ということは、寄付された方は、この日本一小さい道の駅に寄付したんであって、もし移転等となると、「いや、私はその、その駅に寄付した覚えは無いんだよ」って、そういうクレームなどの対応にも追われるんじゃないかなと、ちょっと、心配するんですけども。

(議長)

はい。「追分振興課長」。違う、あ、「追分観光課長」。

「追分観光課長」

今、小林議員からは、道の駅にクラウドファンディングに寄付された方々、刻銘という話もありました。ホームページの中身まで入って頂ければ、見て頂けると思うんですけども、ずっとですね、刻印ということではない訳です。余は、やはりですね、期限を切らなければいけないもんですから、期限を切って、今ちょっとですね、いつまでだったか、出すのを、ちょっと、お待ちくださいね。あの、ちょっと、今、あれですけども、期限

を切りながら、この日、この年まではやりますから。ということで、応募かけてますんで、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

いいですね。

「小林議員」

はい。

(議長)

他に、質疑希望ありませんか。

(議長)

あ、「飯田議員」。

「飯田議員」

今、あの道の駅で、聞かれましてけれども、私もこの道新の記事を見ましてですね、国内最小、昨日見たら、自称、付いてるんですね。自称、国内最小の道の駅。自称であれば、ま、自称なんでしょうけど、ただやっぱりですね、全国からですね、善意の寄付を募るのに、例えば、はっきり不確定な日本一小さい道の駅の名称を使ったり、今、移転という話も初めて聞きましたけれども、やっぱり、誤解を与えるような表現で全国に、情報を発信するのは、私は相応しく無いというふうに思っております。善意の寄付を募る訳ですから、やっぱり、正しい名称を使ってやるべきだと思っておりますけれども、その辺、町長、如何ですかね。

(議長)

はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」

新聞の記事もございました。開発の方でも、実は事前に、開発の方には、その、なんちゅうかな、現実、その面積に関してはどうなんだろうというお話を伺っても中々、開発の方でもデータが無いということでした。そういう中で、日本、道の駅を、道新さんの記事では、マニアという言葉を使っていたけども、巡っておられる方々、お二方から売店があるところでは、一番小さいというふうにお墨付きじゃ無いんですけども、そういう方々からお話を頂きました。私達、あの、今、道の駅、色々、平成5年に、道の駅が建ったですけども、その当時から、今、25年経って他の道の駅は色々な、機能が付いて

います。ただうちは、あの小さい道の駅、少し光らせながら、観光客の皆さんに、繁次郎像、あるいは海を堪能しながら、してもらいながら、休んで、ま、休んで頂くとか、憩い、憩いで頂きたいと思っておりますので、これを機会に、ファンを増やさせて行きたいなと思っております。確かに、お墨付きは貰っていません。ただし、こういう巡回されている方々から、お言葉を頂きますので、そういつて走らせて頂くことを、是非、ご理解頂きたいと思えます。後、誤解を与えないように、これからもして行きたいと思えますので、ご理解下さい。

(議長)

はい、分かりました。「飯田議員」。

「飯田議員」

課長の思いは、我々江差の人間は分かるんですよ。これ、やっぱり、ネットにやっぱり、ホームページに開設するということはね、全国の色んな方が見るんですね。やっぱり誤解を与えたらね、やっぱり、これ、民間であれば、多少の誇大広告とは言いませんけれども、許せるんですけれども。公共、地方自治体がですね、誤解を与えるような、表現で掲載するのは如何かなと思うんです。少なくともね、自称日本一小さい、付ければ、これ自称ですから。やっぱりね、誤解を与えるような表現で、ネット上に掲載するっていうのはね、やっぱり、色んな、書き込みされますよ。今、そういうような、ネット社会はですね、ちょっと何かあればやっぱり、色んな賛成反対含めて、投稿されます。そういう部分で、利用されたら、江差町としてのやっぱり、どうでしょうね、自治体江差町としての、やっぱり色んな部分について、名誉が問われる場面もあると思えますので、再答弁をお願いします。

(議長)

はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」

今、飯田議員の方から、お発言あった内容、しっかりそのもう一度、その課に戻ってですね、明記、表記の仕方、もう少し検討しながら、ホームページの方には上げて行きたいと思えますので、ご理解頂きたいと思えます。

(議長)

はい。他に、質疑希望ありあませんか。

(議長)

他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第12、議案第4号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、でございます。今回の補正の内容につきましては、国保高額医療費共同事業、負担金返還及び国保制度改正に伴う、国保事業報告システム改修事業に経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ61万7千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ9億1,877万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」（補足説明）

ご説明致します。議案書57頁の補正予算、構成表で説明致します。

事業名は、平成29年度国保高額医療費共同事業負担金返還でございます。平成29年度公費の清算事務の結果、返還金が生じたので、補正をお願いするものでございます。返還金の内訳は、国に対する返還金が14万9千円、道に対する返還金が14万8千円でございます。補正額は29万7千円、財源は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。

次に、事業名は国保制度改革に伴う国保事業報告システム改修でございます。国保制度改革に伴う、国に対する報告様式対応するためのシステム改修と北海道医療給付事業のレセプト併用化に伴う国保総合システムの改修に係る費用でございます。補正額は32万円で、財源は全額、道支出金でございます。

ご審議方、宜しく申し上げます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第13、議案第5号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、でございます。今回の補正の内容につきましては、後期高齢者医療保険料、軽減特例に伴う、システム改修事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の額に、それぞれ74万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ1億1,950万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

議案書69頁の補正予算構成表で、ご説明致します。

事業名は後期高齢者医療保険料軽減特例に伴う、システム改修でございます。平成31年度から被用者保険の被扶養者であった、非保険者に対する軽減の変更に伴うシステム改修でございます。補正額は74万1千円で、財源内訳は、国庫支出金が74万円、一般財源が1千円でございます。

ご審議方、宜しくお願いします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第14、議案第6号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、でございます。今回の補正の内容につきましては、財源更正及び地方債への補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方から、ご説明申し上げます。

議案書 8 1 頁の予算構成表をお開き下さい。公債費の元金に係ります、財源更正になります。一般会計補正予算でも、ご説明ございました通り、下水道会計におきまして、資本費平準化債の額が増額となりましたことから、財源更正をするものでございまして、地方債を 10 万円増額し、一般会計からの繰入金と同額、減額するものでございます。

以上が、説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第 6 号、平成 30 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第 6 号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第 15、議案第 7 号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (提案説明)

議案第7号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、でございます。平成26年3月に函館市と締結した、定住自立圏形成協定について、あらたに連携する取り組みを追加するため、江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例第2条に、の、2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」 (補足説明)

定住自立圏の形成の協定の変更でございます。今、町長の提案理由にありましたが、付表の方で、これまでの文言の時期をいっしたものがあつたり、あるいはあらたに追加する事業が増えたということで、今回、協定を変更するものでございます。

具体的な中身につきましては、取り上げますと、救急救命士さんの医療期間研修、こういったものもですね、改に協定の中身に追加したというところでございます。

以上で、ございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案の通り可決されました。